



除染・中間貯蔵施設等の 現状について

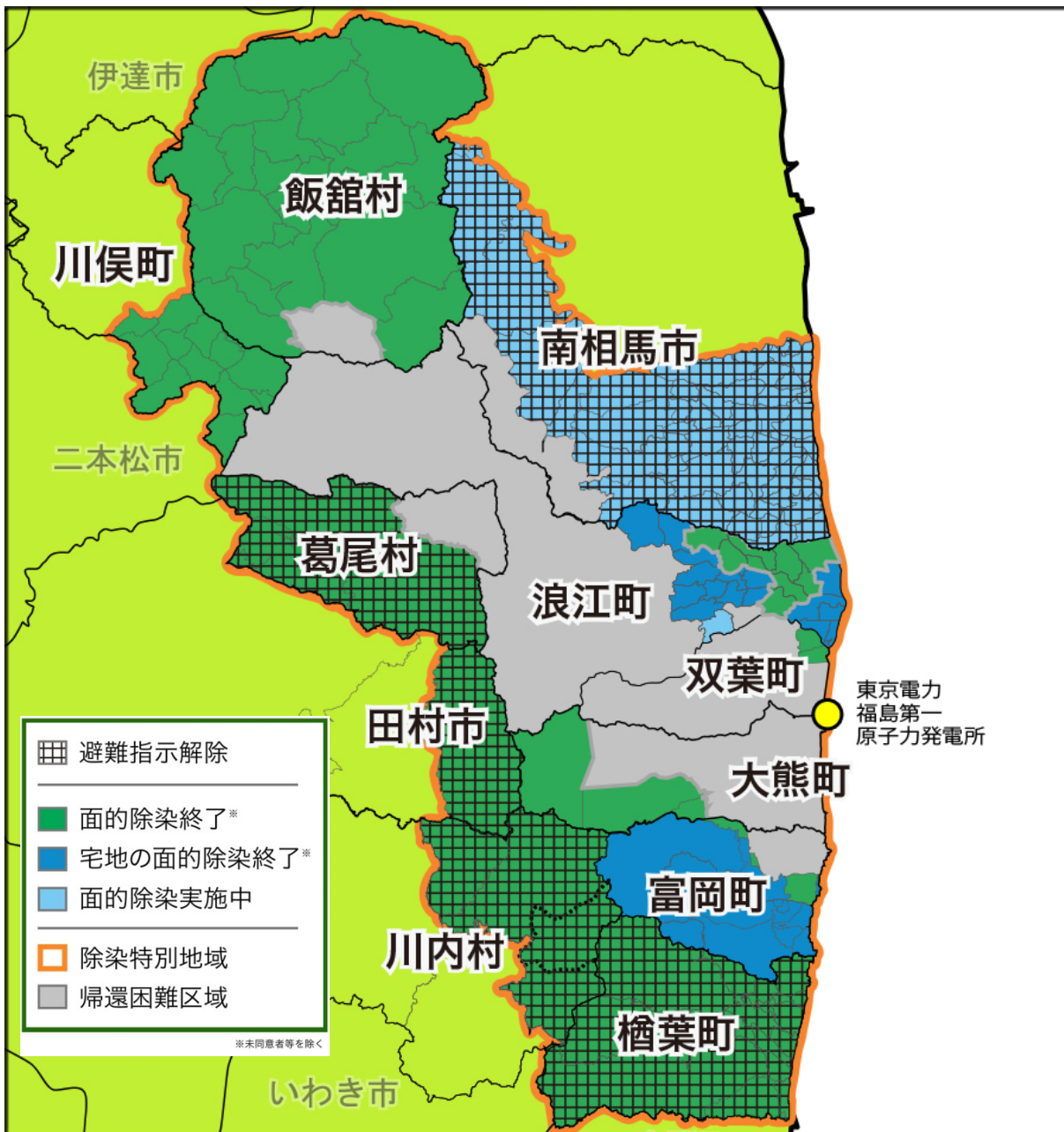
平成29年1月28日

環境省

- 1. 除染関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2. 中間貯蔵施設関係・・・・・・・・・・・・6
- 3. 廃棄物関係・・・・・・・・・・・・・・12

1. 除染關係

国直轄除染の進捗状況地図（平成28年12月31日時点）



＜ 避難指示が解除された市町村又は解除日が決定した市町村 ＞

市町村	避難指示解除日
田村市	平成26年 4月 1日
川内村 (旧避難指示解除準備区域) (旧居住制限区域)	平成26年10月 1日 平成28年 6月14日
楡葉町	平成27年 9月 5日
葛尾村	平成28年 6月12日
南相馬市	平成28年 7月12日
飯舘村	平成29年 3月31日(*)
川俣町	平成29年 3月31日(**)

(*) 平成28年6月17日の原子力災害対策本部にて決定

(**) 平成28年10月28日の原子力災害対策本部にて決定

＜ 面的除染が終了した市町村 ＞

市町村	除染終了時期 ※
田村市	平成25年 6月
楡葉町	平成26年 3月
川内村	平成26年 3月
大熊町	平成26年 3月
葛尾村	平成27年12月
川俣町	平成27年12月
双葉町	平成28年 3月
飯舘村	平成28年12月

※ 除染終了時期は、各市町村の除染実施計画における除染対象のうち、同意を得られたものに対する面的除染が終了した時期を記載。

国直轄除染の進捗状況概要（平成28年12月31日時点）

面的除染の状況

※平成29年3月までにすべての面的除染を終了することが目標

市町村	宅 地		農 地		森 林		道 路	
	実施率	実施数量 〔対象数量〕	実施率	実施数量 〔対象数量〕	実施率	実施数量 〔対象数量〕	実施率	実施数量 〔対象数量〕
南相馬市	96% (96%) 【100%】	4,300件 〔4,400件〕	84% (76%)	1,500ha 〔1,800ha〕	81% (75%)	1,100ha 〔1,400ha〕	71% (63%)	230ha 〔320ha〕
富岡町	100%	6,000件	100%	670ha	100%	460ha	99.9% (99.9%)	170ha 〔170ha〕
浪江町	94% (93%)	5,300件 〔5,600件〕	91% (88%)	1,400ha 〔1,500ha〕	99% (96%)	370ha 〔380ha〕	87% (87%)	180ha 〔210ha〕
飯舘村	100%	2,000件	100%	1,900ha	100%	1,500ha	100% (99%)	310ha 〔310ha〕
田村市	100%	140件	100%	140ha	100%	190ha	100%	29ha
楡葉町		2,600件		830ha		470ha		170ha
川内村		160件		130ha		200ha		38ha
大熊町		180件		170ha		160ha		31ha
葛尾村		460件		470ha		630ha		110ha
川俣町		360件		600ha		510ha		71ha
双葉町		97件		100ha		6.2ha		8.4ha
実施数量合計		22,000件		8,300ha		5,900ha		1,500ha

- ・実施率は、当該市町村において除染を実施できる条件が整った面積等に対し、一連の除染行為（除草、堆積物除去、洗浄等）が終了した面積等が占める割合。実施率の算出には、原則として帰還困難区域は含まない。
- ・実施率欄の（ ）内は前月のもの。
- ・南相馬市の宅地における【 】内は、平成27年度までに除染を行える環境が整った画地数に係る実施率。残りについては平成28年度に実施中。
- ・面的除染終了以降に除染の実施を希望された箇所や、除染の実施の同意が得られた箇所については、引き続き除染を実施している。

汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況

市町村が中心に除染を行う地域についても、福島県内の36市町村において、除染実施計画に基づく措置等を実施しているところ。住宅ではほぼ終了、子どもの生活環境を含む公共施設等、農地・牧草地の除染は約9割の進捗となるなど、着実に除染が進んでいる。

平成28年12月末時点

都道府県名	市町村数	汚染状況重点調査地域として指定された市町村		
		計画策定済		策定なし
		全体計画数に対する進捗率が100%となっている市町村	除染作業中等	
福島県	36	田村市、桑折町、 <u>会津坂下町</u> 、湯川村、 <u>会津美里町</u> 、泉崎村、矢吹町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町、新地町（下線は措置完了）	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、中島村、棚倉町、三春町、広野町、南相馬市、川俣町、川内村	
計	36	15（内、 <u>措置完了は2</u> ）	21	0

福島県内 （平成28年10月末現在）	発注割合 （発注数/計画数）	実績割合 （実績数/計画数）
公共施設等	約9割	約9割
住宅	ほぼ発注済み	ほぼ終了
道路	約9割	約7割
農地・牧草地	約9割	約9割
森林（生活圏）	約8割	約6割

2. 中間貯蔵施設関係

中間貯蔵施設の最近の動きについて

中間貯蔵施設の概要

○福島県内では、除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。

※約1,600万～約2,200万m³と推計

(東京ドームの約13～18倍に相当)

○現時点で最終処分の方法を明らかにすることは困難。

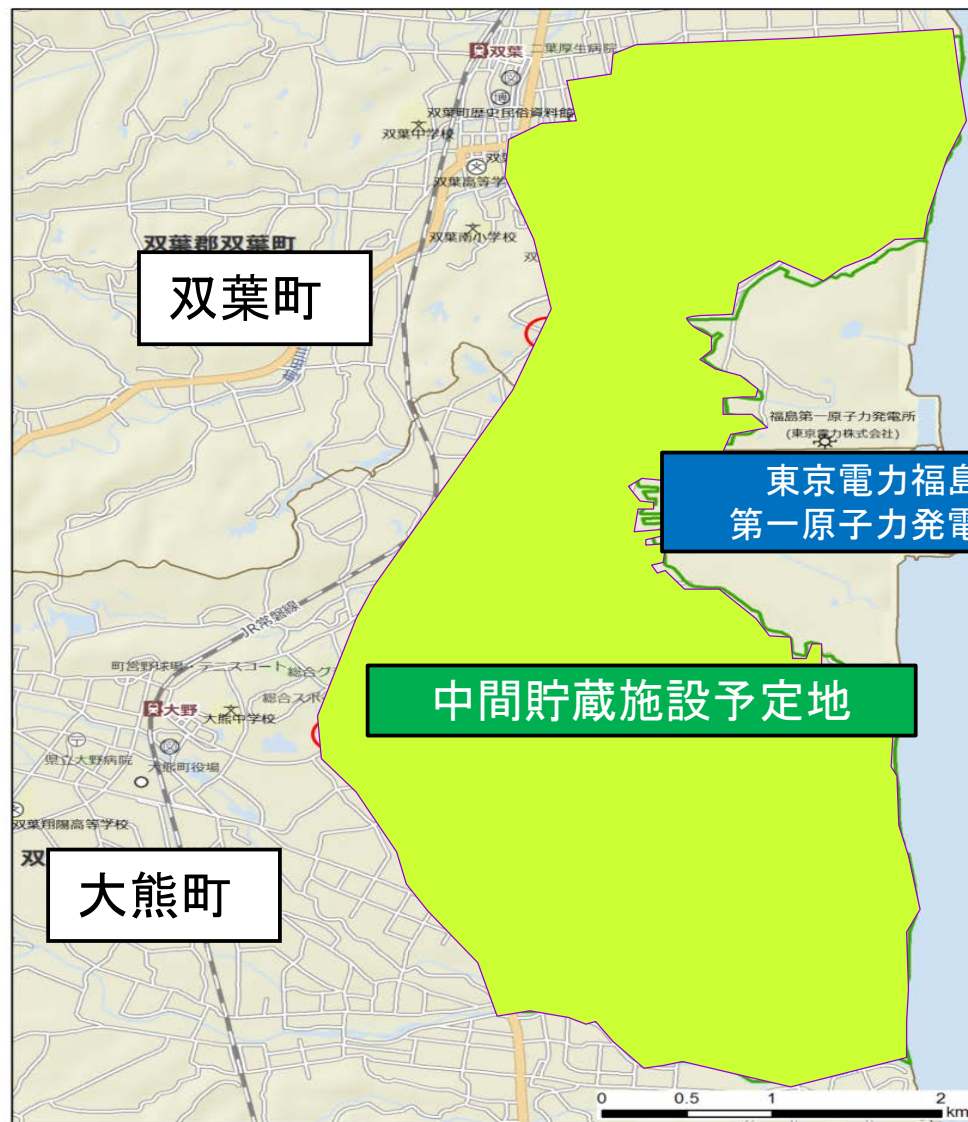
○最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するために中間貯蔵施設の整備が不可欠。

(面積: 約16km²)

➤福島県内で発生した除染土壌や廃棄物、放射性セシウム濃度10万Bq/kgを超える焼却灰などを貯蔵

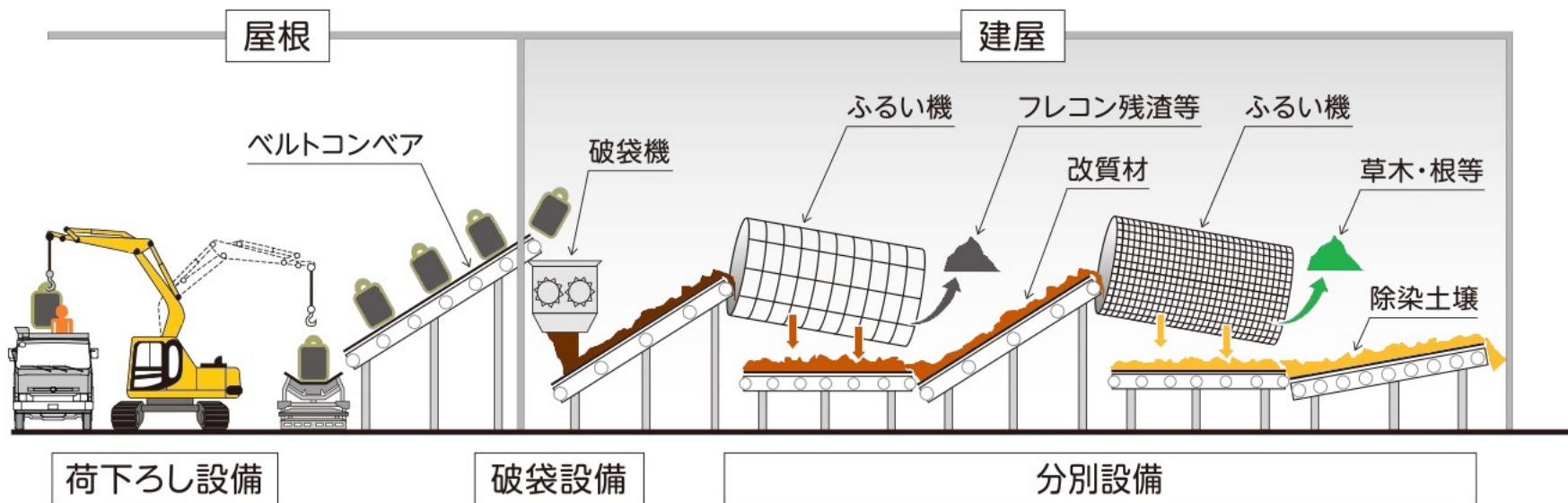
➤国は、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を法律に規定(改正JESCO法: 平成26年11月成立)

＜中間貯蔵施設予定地＞

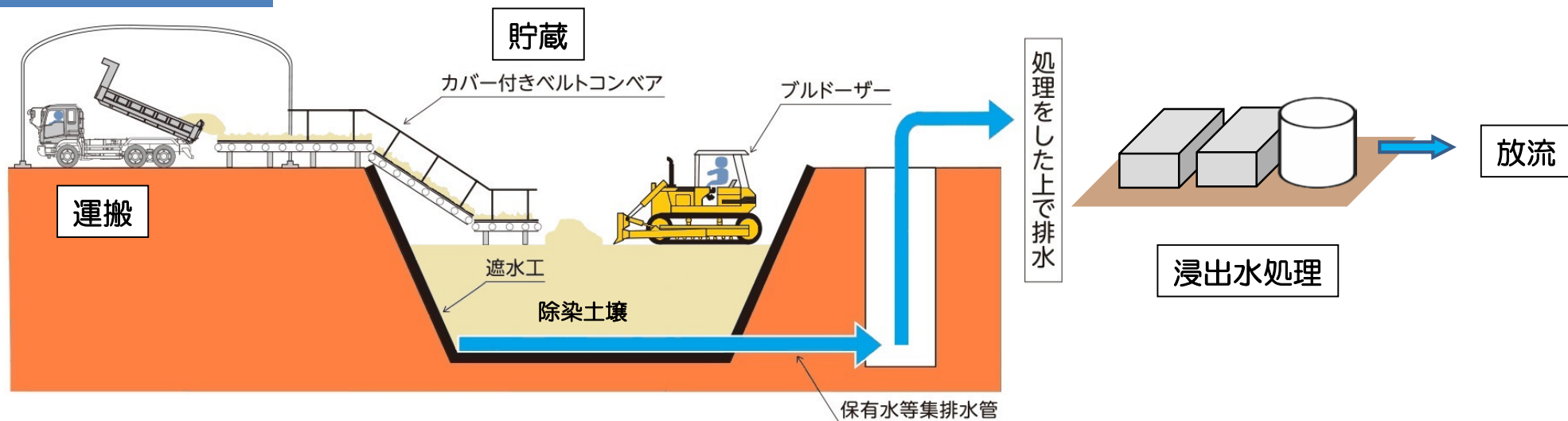


受入・分別施設、土壌貯蔵施設のイメージ

受入・分別施設



土壌貯蔵施設



中間貯蔵施設に係る見通しと進捗状況について

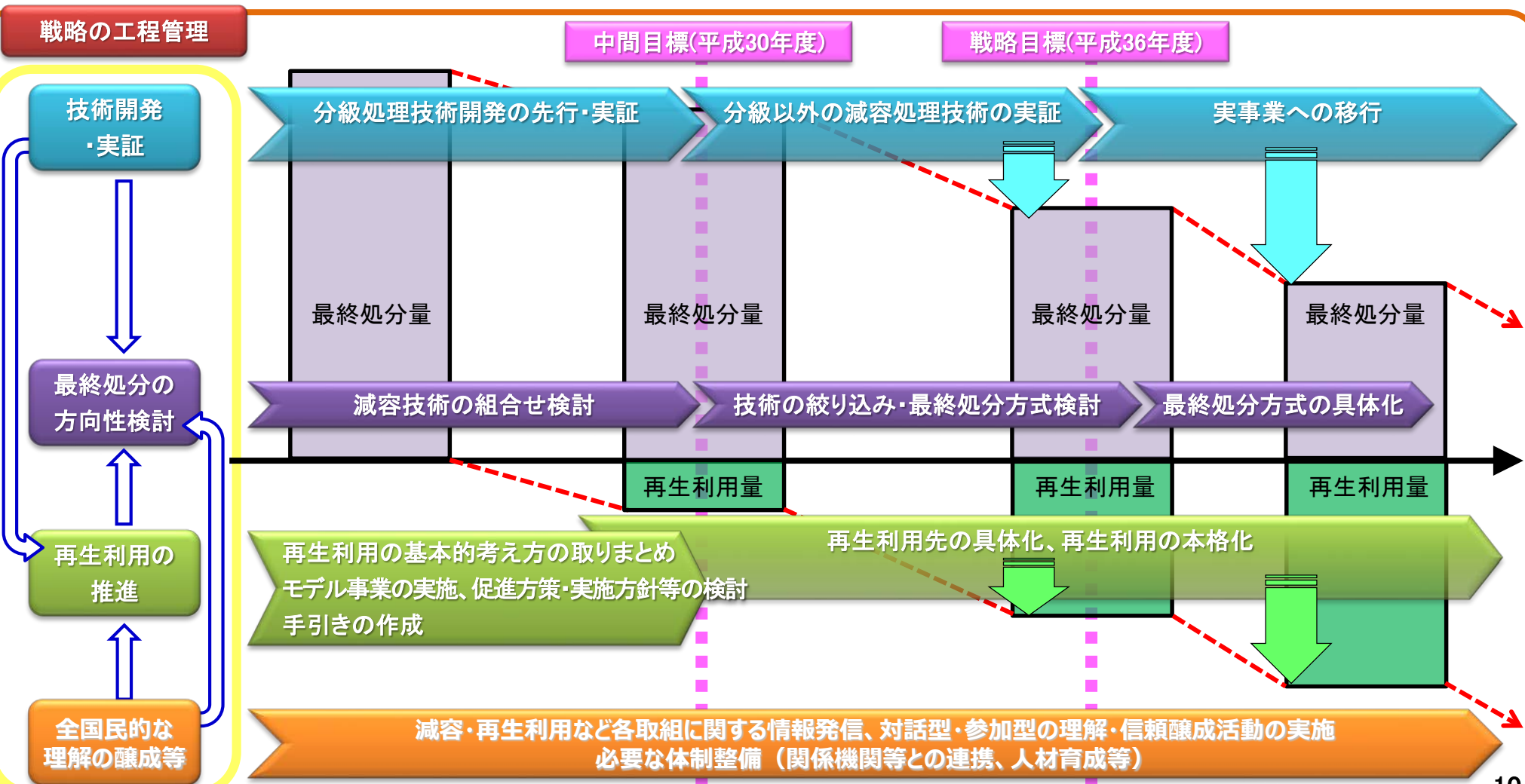
年度	用地取得（累計）		輸送量		施設整備
	見通し	実績	見通し () 内は累積	実績 () 内は累積	
27	22ha程度 (28年3月25日時点)	約22ha	5万m ³ 程度	45,382m ³	中間貯蔵施設の保管場を整備 平成28年度以降も随時必要な保管場を整備
28	140～370ha程度	約250ha (12月末時点)	15万m ³ 程度 (20万m ³ 程度) - 加えて、学校等に保管されている除染土壌（約30万m³）のうち、地上保管分及び今年度掘り起し分の合計8万m³を輸送予定。 ※ 年度末に近い掘り起こし分の輸送は、来年度初頭にわたる見込み。	127,832m ³ (173,214m ³) (29年1月24日時点)	9月 仮設焼却施設(大熊町)着工(29年冬頃稼働予定) 11月 土壌貯蔵施設、受入・分別施設着工(29年秋頃稼働予定)
29	270～830ha程度		50万m ³ 程度 (70万m ³ 程度) - 学校等に保管されている除染土壌等を優先的に輸送 - 先行して学校等から仮置場に搬出済の市町村に配慮 - 今後の輸送量及び輸送台数を想定し、これらに対応した道路交通対策を、輸送量の拡大に先立って実施		18年度の輸送量90～180万m³に対応する受入・分別施設、土壌貯蔵施設を着工予定 - 双葉町の減容化施設着工予定(31年度稼働予定) - 焼却灰保管場を確保しつつ、廃棄物貯蔵施設の整備に着手予定(31年度稼働予定)
30	400～940ha程度		(140万～250万m ³ 程度)		
31	520～1040ha程度		(300万～650万m ³ 程度)		
32	640～1150ha程度		(500万～1250万m ³ 程度) (6月まで：350～800万m ³ 程度)		

※ 中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」は、事業の進捗状況を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行う。9

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略(平成28年4月)の概要

- 減容技術等の活用により、除去土壌等を処理し、再生利用の対象となる土壌等の量を可能な限り増やし、最終処分量の低減を図る。
- 減容・再生利用技術開発の目標や優先順位を明確にし、減容・再生利用を実施するための基盤技術の開発を今後10年程度で一通り完了し、処理の実施に移行する。
- 安全性の確保を大前提として、安全・安心に対する全国民的な理解の醸成を図りつつ、可能な分野から順次再生利用の実現を図る。
- 技術開発の進捗状況や再生利用の将来見込みを踏まえて、最終処分場の構造・必要面積等について一定の選択肢を提示する。

戦略の工程管理



実証事業の概要

1. 目的

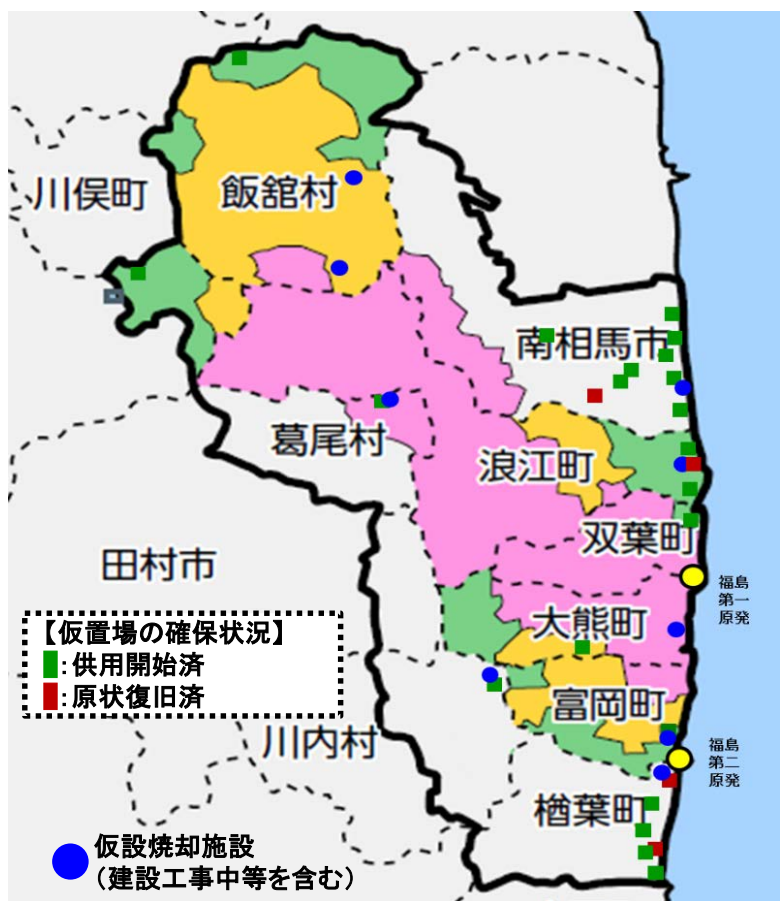
- 中間貯蔵開始後30年以内の県外での最終処分に向けて、再生資材化した除去土壌の安全な利用を段階的に進めるため、再生資材化を行う工程上の具体的な放射線に関する取扱方法及び土木資材としての品質を確保するための在り方の検討を進めることを目的とする

2. 事業内容

- 福島県南相馬市に設置している東部仮置場内において、再生資材化実証試験及び試験盛土を施工する
- 実証試験に用いる除去土壌は、東部仮置場に保管されている大型土のう袋約1,000袋(放射能濃度の平均値は約2,000 Bq/kgと推計)とする
- 必要な飛散・流出防止対策を講じながら再生資材化した除去土壌等を用いた盛土構造物を造成し、その後一定期間、盛土構造物のモニタリングを実施する(なお、盛土構造物はモニタリング終了後、撤去する)

3. 廃棄物関係

国直轄による福島県の対策地域内廃棄物の処理進捗状況 (H29.1.6現在)



撤去前 (平成26年7月)



撤去後 (平成28年3月)

浪江町における津波がれきの撤去状況

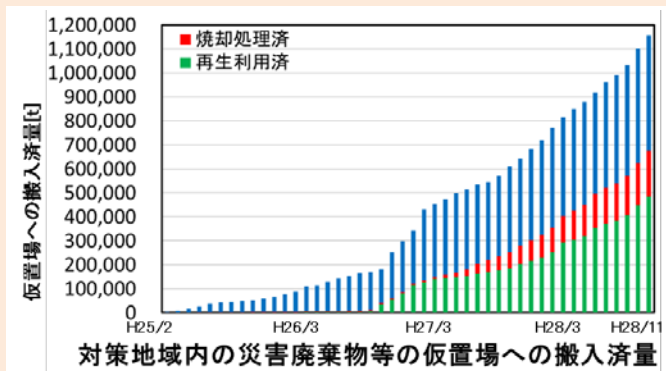
対策地域内廃棄物処理計画 (平成25年12月26日一部改定) に基づき、災害廃棄物等の処理を実施中。

【帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況】

○帰還困難区域を除き、平成27年度末時点で、仮置場への搬入を完了。

【災害廃棄物等の仮置場への搬入済量】

○平成28年11月末現在、約116万トン搬入完了 (うち、焼却処理済量は約19万t、再生利用量は約48万t)。



【津波がれきの撤去状況】

○旧警戒区域の津波がれきについては、帰還困難区域を除き、平成28年3月に仮置場への搬入を完了。

【仮設焼却施設の設置状況】

稼働中	飯舘村(小宮地区)、富岡町、南相馬市、葛尾村、浪江町、飯舘村(蔭平地区)、楢葉町
建設工事中	大熊町
平成29年度着工予定	双葉町
処理方針検討中	川俣町
災害廃棄物等の処理完了	川内村

※田村市については既存の処理施設で処理中。



楢葉町の仮設焼却施設 (平成28年10月)

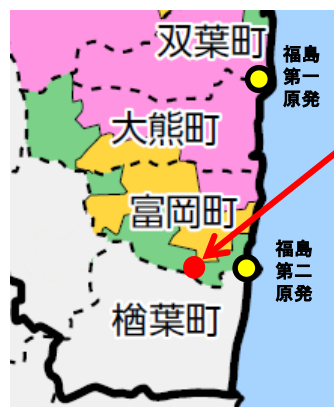
管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について

双葉郡8町村、さらには福島県の復興のために、放射性物質に汚染された廃棄物の問題をできるだけ早く解決することが必要。

既存の管理型処分場である旧フクシマエコテッククリーンセンターを活用し、10万Bq/kg以下の汚染廃棄物を安全・速やかに埋立処分する計画。

活用に係る受入れ要請などの経緯

- H25.12.14 既存の管理型処分場の活用と中間貯蔵施設の設置について、双葉・大熊・富岡・楡葉各町及び福島県に受入れを要請
- H27. 6. 5 福島県・富岡町・楡葉町に対して、町議会及び住民説明会でのご意見等を踏まえ、施設の国有化を含む国としての考え方を提示
- H27. 8.25 管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について、福島県・富岡町・楡葉町から国に申入れ
- H27.11.16 福島県・富岡町・楡葉町に対して、8月の県及び2町からの申入れ等を踏まえた国としての考え方を提示
- H27.12. 4 県知事、両町長より、苦渋の決断であるが、管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業を容認する旨、国に伝達がなされる
- H28. 4.18 既存管理型処分場について、土地及び不動産の売買契約を締結し、事実上国有化
- H28. 6.27 国と県、富岡町及び楡葉町との間で、管理型処分場の周辺地域の安全確保に関する協定を締結
- H28.11.29 特定廃棄物の埋立処分事業に係る福島県産業廃棄物技術検討会にて、国が策定した輸送計画(案)を提示
- 富岡町の地元行政区(太田・毛萱)と安全協定を締結済み。楡葉町の地元行政区とは引き続き調整中。また、場内での必要な準備を実施中。



旧フクシマエコテッククリーンセンター
【施設概要】 ※富岡町に位置(搬入路は楡葉町)
・処分場面積: 約9.4ha
・埋立容量: 約96万 m^3 (埋立可能容量: 約65万 m^3)

汚染廃棄物対策地域
帰還困難区域
居住制限区域
避難指示解除準備区域

埋立対象物

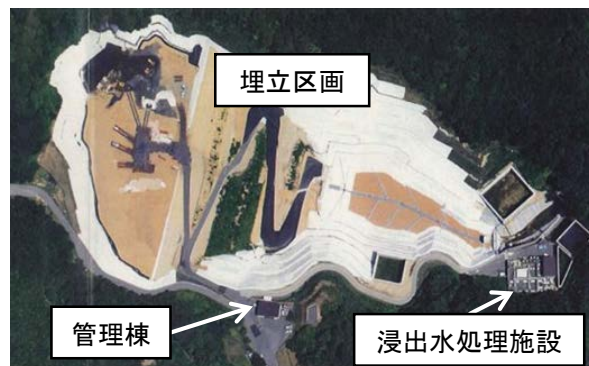
- 双葉郡8町村の住民帰還後の生活ごみ <約 2.7万 m^3 >
- 対策地域内廃棄物等 <約44.5万 m^3 >
- 福島県内の指定廃棄物 <約18.2万 m^3 >

福島県、富岡・楡葉町からの申入れ(H27.8.25)の概要

1. 安全・安心の確保…住民の不安を和らげるための具体策、施設管理並びに安全協定の考え方、搬入ルート of 安全・環境対策を示すこと
2. 地域振興策の具体化…地域振興策に対する国の考え方、自由度の高い交付金について示すこと、国が財源確保を行い両町が望む地域の将来像の実現を図ること

H27.8.25の申入れを踏まえた国の考え方(H27.11.16)の概要

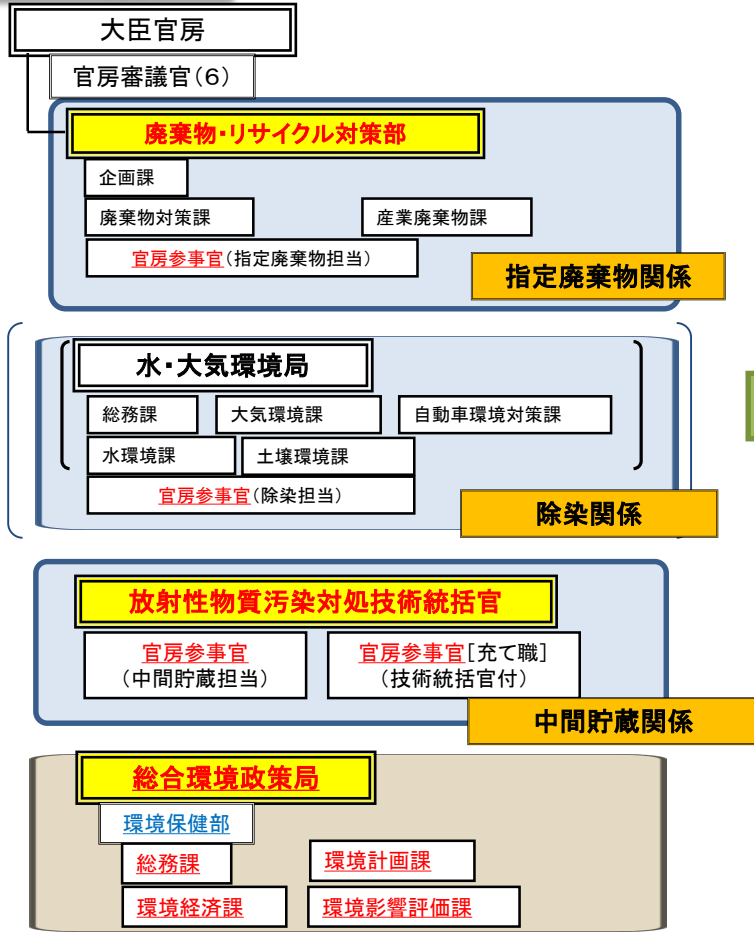
1. 安全・安心の確保
 - ・セメントを利用した雨水浸透抑制、情報公開拠点の新設等、住民不安を和らげる対応策
 - ・埋立完了後もモニタリング等を継続し、国が国有地とし責任をもって適切に管理
 - ・国と県及び2町で安全協定を締結し、国と地元行政区でも締結
 - ・既存の町道を新たな搬入ルートとして整備し、舗装の点検、待避所の設置等を実施
2. 地域振興策の具体化
 - ・2町が実施する事業の具現化に対して、国として全力を挙げた支援の実施
 - ・極めて自由度の高い交付金について、県に協力をお願いしつつ、適切に対応
 - ・2町の将来計画の実現に向けて必要な支援を最大限実施



平成29年度環境省組織改革のポイント

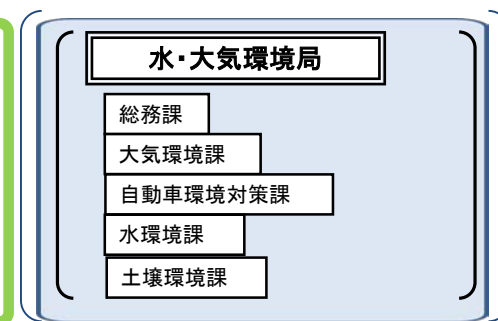
- 東日本大震災の後、放射線汚染物質対策については、**既存の組織をベースに逐次増強して体制を整備**してきた。
- 「復興・創生期」に入り、復興も新たなステージを迎えた中で、昨年8月の与党東日本大震災復興加速化のための第6次提言を受け、これまで3つの部局にまたがっていた**廃棄物・リサイクル対策と放射性物質汚染対策を統合し一元的に取り組む「環境再生・資源循環局（仮称）」**を新設し、放射性物質汚染からの環境再生に関し中核的組織として整備。
- この「環境再生・資源循環局」を中心に、**大臣以下、環境省の最重要課題として省を挙げて被災地の環境再生に取り組み、復興創生を一層加速化**する。
- またあわせて、総合環境政策局を改組し、新たに設置する「**総合環境政策統括官（仮称）**」の下で統括することで、国連持続可能な開発目標（SDGs）の採択等を踏まえ、分野横断的な省全体の企画立案機能を強化する。

1. 現状

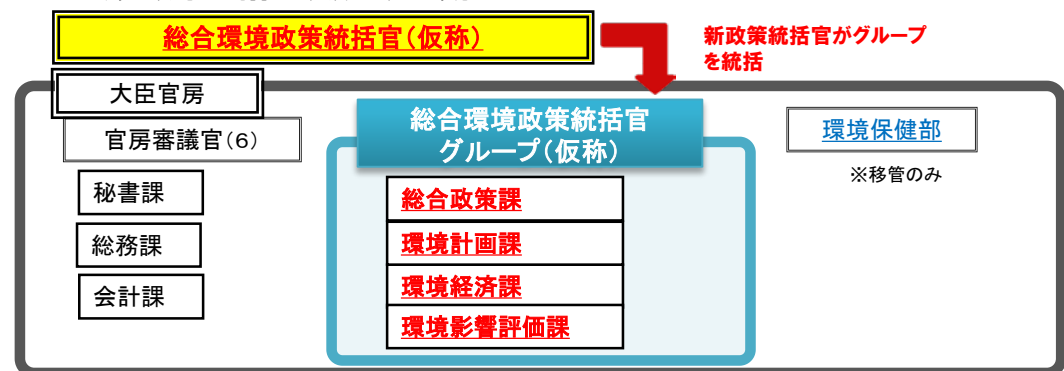


2. 改革後

○環境再生・資源循環局(仮称)の設置



○総合環境政策統括官(仮称)の設置



あわせて、福島環境再生事務所を、他の地方環境事務所と同格の事務所として位置付け、新たに「**福島地方環境事務所**」として設置することで、現地の意思決定の迅速化及び体制強化を図る。